

HACCP(ハサップ)の考え方に基づいた衛生管理

6月から飲食店に対する**義務化**がスタートしています！



【実施しないとどうなるの？】

今後は関係機関の立ち入り検査や営業許可証の更新時などに記録の提示が求められると思われます。記録の提出ができない場合は食品衛生法違反となり、指導や罰則の対象となることが考えられます。



【飲食店は何をしなくてはならないの？】

1 衛生管理計画の作成	2 計画に基づいた日々の確認	3 記録の継続と保管
店舗の清潔維持、原材料の取り扱い、調理従事者の健康管理、調理時の注意事項など、店舗の衛生管理のため毎日チェックせねばならない項目を書き出し従業員全員に「見える化」させます。	計画に基づき毎日の確認を行い、それを記録します。	関係機関から記録の提出を求められます。毎日の確認を継続させ、その記録を保管します。



組合が推奨するアプリ **[FooF]** (5,000 円/年) で簡単にすべてが解決します！

【HACCP】の説明会 & 【FooF】の利用体験会を実施します

(要予約)

<開催日時> *3日前までの予約が必要です。スマホ、タブレット、ノートPCをご持参ください。

11月24日(水) ①13:30 ②14:30 ③15:30

11月25日(木) ④13:30 ⑤14:30 ⑥15:30

11月28日(日) ⑦11:00 ⑧13:30

11月30日(火) ⑨13:30 ⑩14:30 ⑪15:30

(当日の内容) <各枠2組限定>

- ・飲食店が実施せねばならないこと(約 20 分)
- ・アプリ[FooF]の利用体験(約 30 分)



<開催場所> 組合本部会議室 大阪府中央区谷町 7-3-4 新谷町第3ビル 312号

<参加費> 無料

- <参加方法>
- ・各開催日の3日前までに組合本部までお電話で予約してください
 - ・3日前までに各枠の事前予約が無い場合はその枠の実施を中止します。予約無しでの来所には対応いたしかねます。

大阪府飲食業生活衛生同業組合
大阪府中央区谷町 7-3-4 新谷町第3ビル 312号
TEL 06-6761-5071 ハサップ体験会係
電話受付時間 平日 10:00~12:00 13:00~16:00